

令和4年8月19日
技術管理課長

建設工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)に係る
運用マニュアル(案)の改定のお知らせ

令和4年7月21日付けで建設工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)の運用についてお知らせしたところですが、これに伴い新たな運用ルールに基づく運用マニュアル(案)を下記のとおり定めましたので通知します。

記

1 運用について

単品スライド条項を適用する際は、別添の「工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(案)」(以下、「運用マニュアル」という。)に沿って、運用すること。

2 新たな運用ルールについて

ア 購入価格が適当と示す証明書類を提出した場合は、実際の購入価格の方が実勢価格より高くても、変更後の単価として用いて請負代金額を変更することを可とする。

・購入価格が適当と示す証明書類と確認方法

<第1段階>

受注者から提出された書類(対象材料毎に実際の購入金額の単価の分かる証明書類と2社以上の見積もり)を確認し、実際の購入金額が最も安価であることを確認する。

<第2段階>

材料毎に工事全体期間を対象に実際の購入金額の単価と実勢価格の単価(落札率を考慮)を比較して実際の購入金額の妥当性を確認する。

(妥当性の目安は、実勢価格の単価(落札率を考慮) + 30%とする。)

実際の購入金額の単価が、実勢価格の単価(落札率を考慮) + 30% 以内である場合は、実際の購入金額の単価は概ね材料価格の上昇傾向と合致していると判断し、実際の購入金額にて価格変動後の金額を算定するものとする。

イ メーカー等から購入価格を漏洩しない旨を契約条項として設定している場合など、実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い場合は、購入先や単価等の証明書類を省略し、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、実際に購入した際の単価は、搬入等した月の実勢価格を用いてスライド額を算定することができる。

ウ その他の主要な工事材料において、アスファルト類やコンクリート類等、契約と現場搬入の時期に差がある材料の価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、鋼材類に準じて対象材料が現場に搬入された月の物価資料の価格とし、燃料油のように契約と購入がほとんど同時期に行われる材料については、燃料油と同様に対象材料を購入した翌月の物価資料の価格とする。

3 適用

令和4年7月21日以降に請求が行われたもの。

4 問い合わせ先

契約に関すること	土木政策課	契約担当	TEL:088-823-9813
積算に関すること	技術管理課	設計基準担当	TEL:088-823-9826